令和８年第４回　飯塚市議会会議録第１号

令和８年９月２日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１日　　９月２日（水曜日）

第１　開　　会
第２　会期の決定
第３　行 政 報 告
第４　常任委員会中間報告並びに委員長報告
　１　総務委員会中間報告（質疑）
　（１）働き方改革推進計画について
　２　福祉文教委員会中間報告（質疑）並びに委員長報告（質疑、討論、採決）
　（１）困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について
　（２）請願第１７号　敬老祝金はこれまで通り７７歳と９９歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願
　３　協働環境委員会中間報告（質疑）
　（１）協働のまちづくりの推進について
　４　経済建設委員会中間報告（質疑）
　（１）経済政策について
第５　議案の提案理由説明、質疑、委員会付託
　１　議案第　９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）
　２　議案第　９１号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
　３　議案第　９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　４　議案第　９３号　飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　５　議案第　９４号　飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　６　議案第　９５号　飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例
　７　議案第　９６号　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
　８　議案第　９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
　９　議案第　９８号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
　10　議案第　９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）
　11　議案第１００号　財産の取得（端末管理機能ライセンス）
　12　議案第１０１号　訴えの提起（介護給付費返還請求事件）
　13　議案第１０２号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）
　14　議案第１０３号　市道路線の認定
　15　認定第　　１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
　　（　令和７年度決算特別委員会　）
　16　認定第　　２号　令和７年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（　令和７年度決算特別委員会　）
17　認定第　　３号　令和７年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
18　認定第　　４号　令和７年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
19　認定第　　５号　令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
20　認定第　　６号　令和７年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
21　認定第　　７号　令和７年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
22　認定第　　８号　令和７年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
23　認定第　　９号　令和７年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
24　認定第　１０号　令和７年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
（　令和７年度決算特別委員会　）
25　認定第　１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
26　認定第　１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
27　認定第　１３号　令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
28　認定第　１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）
これより、令和８年第４回飯塚市議会定例会を開会いたします。
「会期決定」の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から９月２８日までの２７日間といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から９月２８日までの２７日間とすることに決定いたしました。
「行政報告」に入ります。武井市長。
○市長（武井政一）
本日、令和８年第４回市議会定例会を招集するに当たり、６月以降、本日までの事務事業の大要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。
まずは、熊本地震について報告いたします。
本市では、７月２８日１６時２７分に震度４を観測しました。直ちに災害警戒準備室を設置して、情報の収集、被害状況の把握に努めました。熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。なお、２９日には災害支援対策本部を設置して、義援金の募集、被災地への職員派遣の支援を行っております。
次に、総務部について報告いたします。
飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき提出された３１名の資産

等報告書の審査につきましては、資産等報告書審査会が６月３０日から４回にわたり開催され、８月７日に意見書が提出されました。

次に、市民協働部について報告いたします。

７月の同和問題啓発強調月間におきましては、市民に広く周知し、人権意識の向上を図ることを目的に、イオン穂波ショッピングセンター、ゆめタウン飯塚、市役所本庁舎など市内１０か所で街頭啓発を行いました。また、この期間中に市内１２か所の交流センターで講演会を実施し、７４２人の参加がありました。

次に、市民環境部について報告いたします。

地球温暖化対策の一環として、７月２８日に市役所本庁舎２階多目的ホールにおいて、クールシェアイベントとして、小学生以下のこどもを対象にリユースに関する教室を実施し、３０人の参加がありました。イベント終了後には２階屋上広場で打ち水を行い、参加者６４人に昔ながらの知恵と工夫による涼の取り方を体験していただきました。

次に、経済部について報告いたします。

飯塚オートレース場において、こども向けイベント「飯塚こども夏祭りキッズサマーフェスタ２０２６ｉｎ飯塚オート」をレースの発売のない８月９日に開催し、体験型イベントやこども縁日、ステージイベントなどを実施しました。また、８月２１日から２５日まで、ＧＩ第６９回ダイヤモンドレースをナイターにて開催し、両イベントとも多くの方にご来場いただき大盛況のうちに終えました。

６月１９日から７日間の日程で、サニーベール市の中高生２０名、引率者６名が来飯し、ホームステイや学校訪問を通して国際交流を行い、友好の絆を深めることができました。

７月３日から１９日までの間、夏の市民祭として親しまれている「飯塚山笠」が開催されました。１９日の最終日には５つの山笠が優勝を競い、多くの人出でにぎわいました。

８月２９日、３０日の２日間、ゆめタウン飯塚において、飯塚市と桂川町の特産品が集まる「飯塚・桂川のイイもの展」を開催しました。いいづかブランド認定品が数多く出店され、会場は多くの来場者でにぎわいました。

８月２７日から芥屋ゴルフ倶楽部で開催された「Ｓａｎｓａｎ　ＫＢＣオーガスタゴルフトーナメント２０２６」において、最終日の３０日、地域の特産品ＰＲを目的とした「ふるさとＷｉｓｈマーケット」に出店しました。いいづかブランド認定品の「まくわうり」を使ったスムージーやシャインマスカットを販売し、大変好評でした。

地域雇用活性化推進事業につきましては、８月２９日に市役所本庁舎において、飯塚市合同会社説明会を開催し、市内の３６事業所と求職者１６３名の参加の下、雇用の促進に取り組みました。

次に、こども未来部について報告いたします。

さらなる保育士確保に向け、飯塚市私立保育園・こども園・幼稚園合同就職説明会を７月２５日、近畿大学九州短期大学で開催しました。当日は、同短期大学の在学生のほか、再就職希望者を含め参加した７０名が市内２３の保育施設職員から保育実習等の情報収集を行いました。今後も大学や市内保育施設と連携し、保育士確保に取り組んでまいります。

次に、都市建設部について報告いたします。

令和８年６月２４日から７月６日にかけて発生した大雨による災害対応につきましては、河川災害１か所、農業施設災害１か所、農地災害１か所について、補助災害申請を予定しており、早期復旧に向けて取り組んでまいります。

飯塚市道路橋長寿命化修繕計画及び飯塚市道路附属物等長寿命化修繕計画に基づき、市民生活の利便性や安全性の確保のため、「明台寺橋補修工事」及び「立岩歩道橋補修工事」を発注し、橋梁の健全な維持管理に努めております。

次に、教育委員会について報告いたします。

「飯塚市少年の船」は、団員・指導者を含め７１名が７月３１日から８月３日までの３泊４日で沖縄県を訪問しました。沖縄の伝統文化や自然環境に触れる中で、平和の礎及び平和祈念資料館では戦争の悲惨さと平和の尊さを学び、うるま市のこどもたちと交流を深めるなど、団体生活を通して社会性を培うとともに、次世代を担うリーダーの育成を図りました。

８月７日から８月１７日まで飯塚市中央公民館１階エントランスにおいて、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えるため、太平洋戦争時の戦時資料を展示した企画展「戦争の記録」を開催し、多くの方々に来場いただきました。

終わりに、企業局について報告いたします。

水道事業につきましては、「内野浄水場制御盤改良工事」ほか２１件を、下水道事業につきましては、「鯰田地区汚水管渠布設（５工区）工事」ほか２件を発注し、事業を進めております。

また、６月１１日から７月１６日まで、市内８校の小学校４年生約６００人を対象に企業局職員等による出前授業を開催しました。実際に使用する薬品を用いた実験を行い、水道水ができるまでの工程や下水道の汚れた水をきれいにする仕組みなどを紹介し、水環境の大切さについて普及啓発を行いました。

以上、６月市議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案１件、条例議案８件、人事議案１件、その他の議案５件、認定１４件、報告１０件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

常任委員会の中間報告及び「請願第１７号」、以上２件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。１０番　田中武春議員。

○１０番（田中武春）

総務委員会に付託を受けています調査事件１件について、中間報告をいたします。

「働き方改革推進計画について」は、執行部から「窓口受付時間短縮の取組」及び「時間外勤務とマネジメントに関するフロー」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、窓口受付時間短縮による時間外勤務の削減効果額を２千万円と試算しているが、試算はいつ行ったのかということについては、窓口受付時間短縮の主な目的は時間外勤務削減ではないため、窓口受付時間を短縮の取組を決めた後に試算したという答弁であります。

この答弁を受け、具体的な削減時間や効果額を示すことで市民の理解を得られると考えるので、今後は取組後の結果を公開してほしいという意見が出されました。

次に、窓口受付時間を午前９時から午後４時までに短縮することに対して、市民からどのような問合せや意見があったのかということについては、これまでに３件の問合せがあり、その内容は、「マイナンバーカードの普及に伴う市の業務の軽減ができていないから窓口受付時間を短縮しているのではないか」、「デジタル化に対応できない方が取り残されるのではないか」といったものであった。また、自治会連合会理事会で説明した際に、「支所だけでも受付終了時間を午後５時にできないか」という意見があったという答弁であります。

次に、時間外勤務が多い部署に対しては、どのような対応をしているのかということについては、人事課が所属長と面談し、改善策の検討を求めている。今後も時間外勤務の削減に向け、各所属におけるマネジメントの強化や業務委託、ＤＸ化、人材育成の研修による職員のスキルアップなどを行っていくという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。
「福祉文教委員長の報告」を求めます。１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
福祉文教委員会に付託を受けています調査事件１件についての中間報告、並びに「請願第１７号」について、審査した結果を報告いたします。
「困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」は、執行部から、「令和８年度飯塚市主な子育て支援事業（年代別）」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。
その質疑応答の主なものとして、飯塚市内には潜在的状況下にある方を含めたヤングケアラーはどのくらいいるのかということについては、ヤングケアラーは家庭内の問題であること、また、本人や家族に自覚がない場合もあることから潜在化しやすく、実数を把握することが困難であるため、令和２年度及び３年度に実施された国の実態調査の結果を本市の小学６年生から高校２年生までの児童生徒数に当てはめて推計すると、約３７２人のヤングケアラーが存在することになるという答弁であります。
次に、本市が把握しているヤングケアラーの人数はどのように把握しているのかということについては、学校からの　情報提供や家庭へ支援に入られている事業者からの情報提供により把握しているという答弁であります。
次に、支援対象児童等見守り強化支援事業でサポートしている家庭に対し、家庭の状況や課題、必要な支援、関係機関の役割などを整理した「サポートプラン」の作成は行っているのかということについては、要保護児童対策地域協議会での見守りが必要な家庭が作成対象となっているが、家庭の状況を鑑み、必要に応じて作成しているという答弁であります。
次に、作成したサポートプランは、関係機関と情報共有や連携を行っているのかということについては、保護者やこども本人に確認を行い、了承を得られた場合は情報提供を行っているという答弁であります。
次に、教育支援センターではどのような支援を行っているのかということについては、サツマイモの苗植えや収穫体験、ボールを使ったスポーツ活動、九州工業大学との交流会での理科実験、学習ボランティアによる出前授業などの支援事業を行っているという答弁であります。
次に、本市の小中学校において不登校または不登校兆候にある児童生徒はどのくらいいるのかということについては、令和７年度において、不登校児童生徒数は小学校が２５２名、中学校が２７８名、計５３０名。また、不登校兆候にある児童生徒数は小学校が１６５名、中学校が１３０名、計２９５名であり、小学校の不登校児童は増加傾向にあるという答弁であります。
次に、不登校児童生徒数に対し、教育支援センターに通所している児童生徒が２％程度とかなり少ないが、今後どのように増加させていくのかということについては、第２教育支援センターの設置及び校内教育支援センターを充実するなど、市内各所にこどもが通え学べる場所を確保することで　通所児童生徒の増加を図っているという答弁であります。
この答弁を受け、教育支援センターにおいて、ｅスポーツやマインドスポーツなど、児童生徒が興味を持てるコンテンツを支援事業で導入するなど、通所児童生徒の増加につながるような取組を検討してほしいという意見が出されました。
次に、「請願第１７号　敬老祝金はこれまで通り７７歳と９９歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」については、請願の紹介議員から請願に関する趣旨説明を受け、審査した結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。
以上をもちまして、報告を終わります。
○議長（城丸秀高）
福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

議題中、「請願第１７号」についての討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、「請願第１７号　敬老祝金はこれまで通り７７歳と９９歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」に賛成の立場から討論を行います。

表題のとおり「敬老祝金はこれまで通り７７歳と９９歳の高齢者にも支給してください。」という趣旨であります。「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」、これが飯塚市の合言葉です。新市発足から２０周年を迎え、若い世代も高齢者も大切にされるまちづくりを一歩一歩進めるときであります。

飯塚市が今年度、敬老祝金の対象者から７７歳と９９歳の高齢者を外すことにしました。どういうことなのでしょうか。今後、全て廃止になるのではないかという不安もあります。

この制度は長寿を祝いその功績に感謝するとともに、もって高齢者の福祉の増進を図ることが目的で、老人福祉法に基づくものです。高齢者が増えるから予算が不足するのかというと、そうでもないそうです。３月の飯塚市議会予算特別委員会では、今までどおりでも必要な予算は減っていく傾向との説明がありました。そもそも、福祉の増進を図ることは自治体の大切な仕事です。よその自治体がなくしたからといって、福祉を削る競争をする必要ありません。敬老祝金の制度は充実していくべきです。これが請願の趣旨であります。

請願者は「飯塚生活と健康を守る会」です。この飯塚生活と健康を守る会は、国が不当に生活保護費の基準を切り下げたことに対して、「いのちのとりで裁判」という訴訟が全国で行われ、既に一部、最高裁判所で原告勝訴の判決が出ているわけですが、その裁判の重要な一翼を担って闘った、国民の福祉と健康、平和を守るために頑張っている団体であります。この請願には、令和８年８月４日の福祉文教委員会までに２８５名の署名が提出されています。本会議で採決となる９月定例会、本日までに４３２名の署名提出となっています。

ところで、この敬老祝金の件については、広報いいづか８月号で紹介されております。多くの市民が既に目にしているところです。８ページに、「敬老祝金を贈呈します」との記事があります。申込書を９月中旬から対象の方に市が送付します。対象の方から申請が届けば、随時振込しますというふうに書いてあります。「祝金の額」と書いてあるところがあります。満８８歳が１万円、満１００歳以上が２万円とあります。この下に空欄があります。そこには本来、７７歳は幾ら、９９歳は幾らと記述するべきところです。

除外された方々は７７歳、９９歳ですが、何人でしょうか。当初予算資料が３月議会に提出されましたけれども、そのときの資料では７７歳の方が２１４８人、９９歳の方が８２人なんです。合わせますと２２３０人。９９歳の方は８２人なんですよ。令和８年度に７７歳、２１４８人の高齢者を除外しなければならないという特別な事情は何なのか。９９歳、８２人の高齢者を対象から外さなければならない理由は何なんですか。そもそも、どこかで市民に相談したのかということを問わなければなりません。

３月の飯塚市議会予算特別委員会では、私の質問に執行部は的確な答弁ができませんでした。皆さん、７７歳は決してまだ若いから対象外でよい年齢ではないと思います。７７歳という年齢を考えていただきたいと思うわけです。７７歳といえば長い人生を歩み、仕事を退職された方も多く、年金を中心に生活されている方も少なくありません。物価は上がっています。食料品も電気代もガソリン代も様々な生活費が上がっています。

一方で、高齢者の年金は物価上昇に追いついているとは言えないではないですか。９月から４千品目、５千品目にも及ぶ物価がまた上がるわけでしょう。一方で、介護保険料は福岡県で一番高い保険料ですよ。全国で８３位というじゃないですか。これに加えて、高齢者の後期高齢者医療保険料はとんでもなく高いですよ。

このように、生活を支えるものは削られ少なく、負担は大きいというのが飯塚市の高齢者の皆さんの生活の実態です。このときに、それをカバーできるものではもちろんありませんけれども、飯塚市の福祉の心を届けることがそんなに悪いことなんでしょうか。

７７歳ならまだ元気でしょう。８８歳になってからでいいでしょう。そういう考え方ではなく、私は７７歳まで頑張って来られたこと、そのものを市長、議会が祝福することに大きな意味があると思うわけです。９９歳の方への敬意も絶対に忘れることはできません。９９歳の皆さん、８２人ですよ。どれほど長い人生を歩いて来られたでしょうか。１９２７年にお生まれになった方が多いのではないかと思うんですね。その４年後、１９３１年に重大な事件がありました。日本関東軍が中国東北で引き起した満州事変と呼ばれる侵略戦争ですよね。それ以降、１９４５年に東京大空襲があり、そして、沖縄地上戦があのような悲惨な形で進められ、その間に、中小都市に重大な空襲が行われて急激に海外でも日本の兵士や若者たちが餓死し、体もばらばらになるような状況があり、そして、昭和２０年８月６日、８月９日の原子爆弾投下となったわけでしょう。この時代に小学生として生き抜いて来た方々ですよ。今日の飯塚市があるのもこうした世代の皆さんが地域を支え、働き、こどもを育て、地域社会を築いてきたんじゃないですか。

その９９歳の方を市長が敬老祝金の対象から外し、市議会が賛成するんですか。同意するんですか。令和８年３月は当初予算を多くの議員が無傷で通していったわけだけど、それを修正する機会が今だと思うわけです。９９歳の方を対象から外して、１００歳になったら対象にする。もちろん、１００歳のお祝いは大事ですよ。しかし、これまで続けていた９９歳をなぜ廃止するんですか、飯塚市長は。なぜ飯塚市議会は全体として同意していくんですか。

９９歳の１年間も１００歳の１年間もかけがえのない人生の１年間であります。９９歳の方にも長い人生、本当にありがとうございます、これからも元気でお過ごしくださいという、飯塚市長と飯塚市議会の気持ちを届けることができないんですか。

飯塚市はこの件に関する要綱を持っています。この要綱の改正は、今年７月に行われたばかりです。今日、この本会議で請願を採択した場合、武井市長が市長として決意し、予算措置をしていくことが期待されます。その復活に必要な財源が幾らか考えてほしいと思います。共産党の調べでは１３５３万円です。これは、前年度予算を削減した額の一部なんですね。

確かに財政について、執行部はもちろん、議会も緊張感を持たなければなりません。しかし、この１３５３万円が措置できないでしょうか。一般会計規模は約８４０億円規模でしょう。今度、補正すればもっと上がるわけでしょう。市長の決断で削除してしまった財源、市長の決断で復活してほしいわけです。議会も同じです。９月定例会中に速やかに補正予算、追加議案を出してほしいわけです。

事務作業としては広報いいづかにも載せておりますけれども、申請書類の送付が９月中旬からというわけですね。そういった点でいえば若干のずれが生じるかもしれませんけれども、７７歳の方２１４８人、９９歳の方８２人、二、三日でできる作業じゃないんでしょうか。間に合うようにすればいいと思うわけです。その決意が固まれば、準備行為はすぐ行えます。令和８年３月の段階でもともと対象となる方々の、今言いました人数の名簿は執行部がつくっているのではないでしょうか。そうすれば、途中で異動があった場合の方々をプラスマイナスすれば、基準日の段階ということでしょうから、すぐできるんじゃないかと思うわけです。

先ほどから、執行部の武井市長の決断と、それから市議会の判断について指摘してきましたけれども、飯塚会という団体に市長、副市長、教育長、議長、副議長が会員となって年間３万円の会費を払っています。もうほぼ６０年間やっているんですよ。行った方もおられるでしょう。何をしているかというと、実態は市民が少ない年金をもらう年金月、偶数月の第２木曜日、夜６時に集まって酒を飲み、酌み交わしているということじゃないですか。

○議長（城丸秀高）

川上議員、本件とは関係ありませんので。

○１１番（川上直喜）
　３１人で弁当を食べて酒を飲んで、その方々の税金も入っているんですよ。似たようなことは飯塚市議会、嘉麻市議会、桂川町議会の２市１町正副議長会でも行っているじゃないですか。議長会が終わった後移動して、会費１万円ぽっきりで飲み放題をやっているじゃないですか、議員は。
○議長（城丸秀髙）
　川上議員、本請願と関係ありませんので。
○１１番（川上直喜）
　そのような公金の使い方をしている者が９９歳、１００年にわたって地域を支えてきた人たちの敬老祝金を削るのかと、この請願に反対するのかと思うわけです。
　最後に、飯塚市が高齢者を大切にするまち、長生きしてよかったと思えるまち、高齢者が安心して暮らせるまちであり続けるために、７７歳と９９歳の皆さんを敬老祝金の対象から外すべきではないと思います。７７歳の方にもこれまで飯塚市を支えていただいてありがとうございます。９９歳の方にも長い人生、本当にありがとうございますという気持ちを行政として、議会として、形にして届けていこうではありませんか。
　私は敬老を大切にすることは、高齢者のためだけのことではないと思います。高齢者を大切にするまちは、こども、障がいのある方、困難を抱える方、そして全ての市民を大切にするまちにつながっていくんじゃないですか。飯塚市がこれまで続けてきた敬老の取組を後退させるのではなく、これからも大切に継続していく。そのためにも、本請願を何としても採択していただき、７７歳と９９歳の高齢者にもこれまでどおり敬老祝金のお祝いを届けることを強く求めるものであります。
　議員各位の賛同を求めて、私の討論を終わります。
○議長（城丸秀髙）
　ほかに討論はありませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
　討論を終結いたします。採決いたします。「請願第１７号　敬老祝金はこれまで通り７７歳と９９歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」の委員長報告は不採択であります。「請願第１７号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。
　（　起　立　）
　賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。
　「協働環境委員長の報告」を求めます。４番　奥山亮一議員。
○４番（奥山亮一）
　協働環境委員会に付託を受けています調査事件１件について、中間報告をいたします。
　「協働のまちづくりの推進について」は、執行部から、「飯塚市コミュニティ交通の概要」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。
　その質疑応答の主なものとして、予約乗合タクシーは、立岩、飯塚片島、菰田の３地区は運行対象外となっており、当該地区とそれ以外の地区で享受できるサービスに差があるが、公平性の担保という観点からどのように考えているのかということについては、コミュニティ交通は民間公共交通が十分に行き届かない交通不便地域における移動手段の確保を目的とするもので、民間事業と競合するような事業の運営は極力避けることを前提としている。公平性の担保は市としても重要な課題と認識しており、コミュニティ交通だけでなく、民間の路線バスやタクシーを含めた公共交通全体を見ながら、地域の交通網という観点から一定の均衡が図られるよう努めているという答弁であります。
　次に、当該３地区に居住する人は料金の高い民間タクシーしか利用できず、それ以外の地区に居住する人は料金の安い予約乗合タクシーを利用できるということは、利用者負担の面から不公

平感があるが、どのように考えているのかということについては、民間公共交通が充実した地区においてコミュニティ交通を運行することによって、民間交通事業者の経営を圧迫し、結果的に公共交通体系を維持できなくなる可能性もあることから、運行地区については国のガイドライン等に沿って慎重に判断することが必要と考えているという答弁であります。

次に、他自治体では、高齢者などに民間タクシー事業者で利用できる助成券の交付や民間タクシーと協働し、中心市街地においてもデマンドタクシーを運行している事例もある。市民ニーズや不満を正面から受け止め、一部の修正ではなく、仕組みそのものをアップデートし、持続可能な地域公共交通体系を構築することが重要であるが、どのように考えているのかということについては、利用状況や利用者ニーズをしっかりと検証するとともに、中心市街地を含め、市民の利便性向上、公平性の確保と民間交通事業者への影響など、総合的に検討を行うという答弁であります。

この答弁を受け、令和１０年度の次期地域公共交通計画と運行計画の策定にあたっては、高齢者をはじめ市民が安心して暮らせるよう、充実した、公平性のある公共交通体系の構築に取り組んでほしいという意見が出されました。

次に、本市では民間路線バスの維持のための赤字補填とコミュニティ交通にかかる経費で地域公共交通に係る負担が膨らんでいる。需要がある路線を維持する交通体系に政策転換してはどうかということについては、現在、市内を運行している民間路線バスは赤字路線であっても通勤・通学に利用されている方が多く、必要な路線と認識している。今後、運行事業者と意見交換等をしながら、必要な民間路線を残し、それ以外についてはコミュニティ交通を運行するなど、方向性を検討していくという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。２７番　坂平末雄議員。

○２７番（坂平末雄）

経済建設委員会に付託を受けています調査事件１件について、中間報告をいたします。

「経済政策について」は、執行部から「市営住宅の政策的移転（住み替え事業）の推進について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、老朽化した市営住宅から既存の良好な住宅への政策的移転を進めるとのことだが、対象となる市営住宅に住んでいる住民は何世帯で、平均年齢は何歳なのかということについては、用途廃止予定団地は１０団地あり、１１４世帯、３５９名が住んでおり、平均年齢は７４．５歳、公募停止中団地は１１団地あり、１８０世帯、５３０名が住んでおり、平均年齢は７０．９歳であるという答弁であります。

次に、政策的移転を進めるに当たり、住民を個別に訪問し、ヒアリングを行うとのことだが、そのことにより、移転しなければならないというプレッシャーを与える心配があるが、住民に対してどのように配慮するのかということについては、心理的圧迫や居住権の配慮について、慎重かつ厳格に管理すべきであると認識しており、個別訪問における職員の説明は、移転を強要、勧奨するものではなく、現在の建物の老朽化や将来的な維持管理への限界といった客観的な事実と、バリアフリー化された優良な住宅への転居という選択枠をフラットに情報提供する。また、職員がワンストップで伴走する支援体制を敷き、住民が抱える、移転への手続や、荷造りが物理的にできないといった困りごとを解消し、住民が納得した場合のみ、次のステップへ進んでいく。住民の福祉の向上と住環境の改善のため、一人一人の意向と生活実態を優先的に尊重しながら、慎重に見極めて対応を進めていくという答弁であります。

次に、住民には高齢の方が多く、住宅課だけでの対応は困難であると考えられるので、高齢者支援課や生活支援課とチームを作って対応する必要があるのではないかということについては、住宅課だけで全ての住民を対応することには限界があり、関係各課と連携して政策的移転を進めていきたいと考えているという答弁であります。

次に、全般に関する質疑応答の主なものとして、工業団地造成や企業誘致によって、どのような実績があるかということについては、令和２年から令和５年までの４年間で、誘致した企業は１０社、工場は１１工場であり、そこで生じた新規雇用人数は１９２８人であるという答弁であります。

次に、大型小売店と商店街の共存共栄を市がサポートする必要があると思うが、市はどのように考えているのかということについては、中心市街地の活性化や中小企業の振興に取り組んでいるが、大型小売店と商店街の共存共栄は非常に難しい取組であると認識している。このため、飯塚商工会議所に大型小売店と商店街とのパイプ役となるタウンマネジャーを令和４年度から設置するとともに、令和５年度からは、飯塚市と各商業施設が費用を負担し、大型小売店と商店街を周遊する路線バスを西鉄バス筑豊が運行しているという答弁であります。

次に、市内事業者の後継者不足にはどのような対策を実施しているのかということについては、昨年度から事業承継に関する個別相談を希望する市内事業者に、事業承継引継ぎ支援センターのエリアコーディネーターと商工観光課職員が個別に訪問し、事業承継の種類や国の補助金について説明している。また、今年度は、事業承継引継ぎ支援センターと共同で、市内事業者を対象に事業承継セミナーと個別相談会を開催するという答弁であります。

次に、本市の農業の状況をどのように分析しているのかということについては、最新の農林業センサス等を基に分析したところ、農業経営体数は減少傾向にあり、経営規模が１ヘクタール未満の小規模経営体が全体の約半数となる４６パーセントを占めている。また、経営耕地面積も、経営体の減少、農業従事者の高齢化等により減少傾向にある。その一方で、経営規模が５ヘクタール以上の経営体は増加傾向にあり、担い手となる農家への農地の集積が進んでいると分析しているという答弁であります。

次に、農業に関して、どのような団体と連携し、支援しているのかということについては、福岡嘉穂農業協同組合や福岡県飯塚普及指導センター、福岡県農業共済組合等と連携し、情報を共有している。また、これらの関係機関と、新規就農者支援の一環として「飯塚市がんばる農業応援協議会」を設置し、これから新規就農を目指す方たちの相談対応をはじめ、国や県などの各種支援策の情報提供や申請支援、新規就農者が作成する青年等就農計画の認定に向けた支援等も行っているという答弁であります。

次に、長崎街道・内野宿は、旧内野地区活性化協議会の資料や備品等の残置物があり休館している状況が続いているが、現状はどのようになっているのかということについては、６月３０日までに残置物の撤去が完了し、今後は、観光的な視点も踏まえ地域の活性化につながる施設となるよう、内野地区の自治会長や住民との意見交換を行い、管理運営を含めて活用方法を検討するという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時０９分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

「議案第９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」から「議案第１０３号 市道路線の認定」までの１４件及び「認定第１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの１４件、以上２８件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から、一般会計補正予算書により、提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算議案は、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費と令和８年６月下旬及び７月上旬の大雨災害にかかる災害復旧等に要する経費を補正するものでございます。

３ページをお願いいたします。「議案第９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」につきましては、第１条で、歳入歳出予算の総額に１億２８万６千円を追加し、第２条で債務負担行為を、第３条で地方債を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、説明いたします。

議案書５ページをお願いいたします。「議案第９１号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」につきましては、教育を受ける機会の支援を拡充するもので、高等学校の区分の見直し、募集人員及び返還免除制度の拡充を行うものございます。

８ページをお願いいたします。「議案第９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

２２ページをお願いいたします。「議案第９３号　飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

２４ページをお願いいたします。「議案第９４号　飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

５３ページをお願いいたします。「議案第９５号　飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市穂波福祉総合センターの大規模改修に伴い、当該工事期間中に市長による施設維持管理を行う必要があるため、市長又は指定管理者のいずれによっても管理することができるよう、関係規定を整備するものでございます。

５９ページをお願いいたします。「議案第９６号　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

６１ページをお願いいたします。「議案第９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市地方卸売市場花き部を廃止することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

６８ページをお願いいたします。「議案第９８号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部

改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。
７０ページをお願いいたします。「議案第９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）」につきましては、オガワ設備工業株式会社と２億１４８４万７６００円で請負契約を締結するものでございます。
７９ページをお願いいたします。「議案第１００号　財産の取得（端末管理機能ライセンス）」につきましては、市立小学校における学習端末機器の管理に供するもので、取得価格は２４３３万５０２５円、契約の相手方は株式会社　大塚商会　九州支店でございます。
８０ページをお願いいたします。「議案第１０１号　訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」につきましては、過誤により生じた介護給付費の返還に事業者が応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に返還請求訴訟を提起するものでございます。
８２ページをお願いいたします。「議案第１０２号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」につきましては、飯塚市文化会館の指定管理者として、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団を令和９年度から５年間指定するものでございます。
８８ページをお願いいたします。「議案第１０３号　市道路線の認定」につきましては、寄附採納等に伴い、９路線を認定するものでございます。
９２ページをお願いいたします。「認定第１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から１０１ページの「認定第１０号　令和７年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までにつきましては、地方自治法の規定に基づき、令和７年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。
以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。
○議長（城丸秀高）
石田企業管理者。
○企業管理者（石田愼二）
続きまして、企業局関連議案の提案理由を説明いたします。
議案書の１０２ページをお願いいたします。「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から１０５ページの「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの４件につきましては、いずれも地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、決算の認定をお願いするものでございます。なお、決算書及び決算附属書のほかに、決算資料を提出しております。内容の説明は、省略させていただきます。
以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。
○議長（城丸秀高）
認定議案に対する監査委員の審査報告をお願いいたします。永末雄大監査委員。
○監査委員（永末雄大）
令和７年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査の結果を報告いたします。
地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市長から審査に付されていました、令和７年度各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた附属書類並びに基金の運用状況に関する調書等の審査を行いました。
審査は、各会計の決算書及び附属書類の合規性及び計数の正確性並びに決算収支の状況などに主眼を置き、関係帳簿との照合、点検、あるいは内容の検討などを主体に行いました。
審査の結果、令和７年度決算の内容は正確に表示され、決算状況も適正であることが認められました。
また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、市長から審査に付されていました令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類等についての審査につきましては、合規性及び計数の正確性など、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しましたが、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、令和７年度飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況、財政健全化並びに経営健全化審査意見書に記載しておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして、令和７年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明及び監査委員の審査報告が終わりましたが、上程議案２８件のうち、「議案第９０号」から「議案第１０３号」までの１４件及び「認定第１１号」から「認定第１４号」までの４件、以上１８件に対する質疑、委員会付託は、後日行いたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまより、「認定第１号」から「認定第１０号」までの１０件に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。

また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案１０件は、特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「令和７年度決算特別委員会」とし、委員定数は１１名といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、４番　奥山亮一議員、７番　藤間隆太議員、８番　藤堂　彰議員、１０番　田中武春議員、１１番　川上直喜議員、１５番　赤尾嘉則議員、１７番　吉松信之議員、２０番　鯉川信二議員、２１番　秀村長利議員、２３番　兼本芳雄議員、２５番　江口　徹議員、以上１１名を指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました１１名の方々を、令和７年度決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前１１時２３分　休憩

午前１１時３８分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長、２１番　秀村長利議員、副委員長、８番　藤堂　彰議員であります。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時３８分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２６名　）

１番	城　丸　秀　髙	１６番	土　居　幸　則
２番	深　町　善　文	１７番	吉　松　信　之
３番	光　根　正　宣	１８番	吉　田　健　一
４番	奥　山　亮　一	１９番	田　中　博　文
７番	藤　間　隆　太	２０番	鯉　川　信　二
８番	藤　堂　　彰	２１番	秀　村　長　利
９番	佐　藤　清　和	２２番	永　末　雄　大
１０番	田　中　武　春	２３番	兼　本　芳　雄
１１番	川　上　直　喜	２４番	小　幡　俊　之
１２番	金　子　加　代	２５番	江　口　　徹
１３番	石　川　華　子	２６番	瀬　戸　　元
１４番	田　中　裕　二	２７番	坂　平　末　雄
１５番	赤　尾　嘉　則	２８番	道　祖　　満

（　欠席議員　　０名　）

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼丸義経		
議会事務局次長	岩熊一昌	議事調査係長	安藤　良
議事総務係長	宮山哲明	書記	伊藤裕美
書記	加世堂沙織	書記	藤嶋祐也

◎　説明のため出席した者

市長	武井政一
副市長	久世賢治
副市長	許斐博史
教育長	桑原昭佳
企業管理者	石田愼二
総務部長	日高政徳
行政経営部長	福田憲一
市民協働部長	小川敬一
市民環境部長	田中善広
経済部長	林　利恵
こども未来部長	榊　敏江
福祉部長	東　剛史
都市建設部長	大井愼二
教育部長	小西由孝
企業局次長	上野恭裕